

# 商業動態統計調査 -利用上の注意-

本月報の内容は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

## 1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の販売活動などの動向を明らかにすることを目的としている。

## 2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

## 3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」(平成25年10月改定)のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

## 4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省から委任を受けた都道府県が調査員を通じて対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。ただし、百貨店・スーパー、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア及びホームセンターの企業本部については、経済産業省が対象企業又は対象事業所に調査票の記入を依頼し、回収する。

## 5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

## 6. 標本設計

本調査は、平成26年商業統計調査の対象事業所を母集団とし、標本理論に基づいて抽出された事業所を対象として平成29年7月分から実施している。標本は、下記のとおり個別標本と地域標本の2種類から構成されている。なお、標本の抽出に当たっては、業種別に目標精度が5%以下(卸売業は8%以下)(標準誤差率表示)となるように設計されている。

### (1) 個別標本

①個別標本は全ての卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所(百貨店・スーパーを含む)を対象としている。なお、企業調査の対象企業傘下の事業所については、標本設計の対象から除外している。

②業種別、従業者規模別に標本抽出枠(以下「セル」という)を設定し、セルごとに標本数を決定している。

### (2) 地域標本

①地域標本は調査区(143調査区)を指定し、その調査区内の従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所を除く)を対象としている。

②調査区は平成26年商業統計調査の調査区をもとに商業動態統計調査用の調査区を作成し、層別(4層)に抽出を行っている。

## 7. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

### (1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

### (2) 乙票の対象範囲

① 甲票の対象を除いた卸売事業所、自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び従業者20人以上の小売事業所のうち、丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

② 経済産業大臣が指定する調査区内に所在する従業者19人以下の小売事業所(自動車小売、機械器具小売、燃料小売、無店舗小売の各事業所及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除く)。

### (3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー(11.(3)参照)に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

### (4) 丁1票の対象範囲

一定規模以上のコンビニエンスストア(日本標準産業分類 細分類5891)のチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

### (5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業(中古品を除く)又は細分類5932-電気事務機械器具小売業(中古品を除く)に属する事業所(売場面積500㎡以上の家電大型専門店)を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

### (7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

## 8. 業種別販売額の推定方法

業種別販売額の推定は、標本調査の結果から比推定によって行っている(ただし、百貨店・スーパー分は実額加算)。比推定とは、標本の販売額をセルごとに合計し、対前月比を求め、前月の販売総額に乗ずる方法で、計算式は下記のとおりである。

また、企業調査である「コンビニエンスストア」「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」については、それぞれ、「食料品小売業」「機械器具小売業」「医薬品・化粧品小売業」「その他小売業」に企業推計分として組み込まれる。

(1) 個別標本抽出分の月間販売額の推定

$$\hat{X}_{ij}^t = \hat{X}_{ij}^{t-1} \times \frac{\frac{1}{f_{ij}} \sum_k^n x_{ijk}^t}{\frac{1}{f_{ij}} \sum_k^n x_{ijk}^{t-1}} = \hat{X}_{ij}^{t-1} \times \frac{\sum_k^n x_{ijk}^t}{\sum_k^n x_{ijk}^{t-1}}$$

(2) 地域(調査区)標本抽出分の月間販売額の推定

$$\hat{X}_i^t = \hat{X}_i^{t-1} \times \frac{\sum_j \left( \frac{1}{f_j} \sum_l^m \sum_k^n x_{ijlk}^t \right)}{\sum_j \left( \frac{1}{f_j} \sum_l^m \sum_k^n x_{ijlk}^{t-1} \right)}$$

(1)(2)式において、 $\hat{X}_i^t = \sum_j \hat{X}_{ij}^t$  (ただし、 $\hat{X}_{ij}^t$  は従業者規模合計又は層区分合計)

(3) 個別企業標本抽出分の月間販売額の推定

$$\hat{X}_i^t = \hat{X}_i^{t-1} \times \frac{\frac{1}{f_i} \sum_k^n x_{ik}^t}{\frac{1}{f_i} \sum_k^n x_{ik}^{t-1}} = \hat{X}_i^{t-1} \times \frac{\sum_k^n x_{ik}^t}{\sum_k^n x_{ik}^{t-1}}$$

業種別販売額の推定は上記セル毎の月間販売額の推定の和(1)+(2)+(3)である

$$\hat{X}_i^t = \sum_j \hat{X}_{ij}^t + \hat{X}_i^t \left( \sum_j \hat{X}_{ij}^t \text{ は事業所調査の個別比推定部分、} \hat{X}_i^t \text{ は企業調査の比推定部分} \right)$$

### 【記号の説明】

$i$ :業種区分	$t$ :月(時点)	$k$ :個別事業所番号(前月と一致した場合)
$j$ :従業者規模区分又は層区分	$x$ :標本事業所の月間販売額	$l$ :調査区番号
$n$ :標本個別事業所数	$\hat{x}$ :月間販売額の推定値(事業所調査分)	$\hat{X}$ :月間販売額の推定値(企業調査分)
$m$ :標本調査区数	$f$ :抽出率	

\* 「 $k$ :個別事業所」は企業調査部分については「個別企業」と読み替える。

## 9. 水準修正

商業動態統計調査は、商業統計調査又は経済センサス - 活動調査(平成24年以降)を母集団とした標本調査であり、2~3年ごとに実施する調査結果が公表された時点で、過去にさかのぼって業種別販売額の水準を商業統計調査の結果に合わせるように数値の改訂(水準修正)を行ってきた。しかしながら、平成24年経済センサス - 活動調査の結果を用いた水準修正は、公表数値の遡及訂正が与える利用者側への影響等を考慮して、中止することとし、当面、平成19年商業統計を基準とした販売額をベースとする推定販売額の公表を継続することとした。

平成19年商業統計調査の結果に基づいて、下記によって平成25年1月分の確報で水準修正を行った。

(1) 平成16年4月分~平成19年3月分の36か月分の業種別従業者規模別修正販売額の求め方  
計算式は、以下のとおりである。

$$Y_{ij} = \sum_{t=25}^{36} \hat{X}_{ij}^t = \alpha_{ij} \cdot \sum_{t=25}^{36} \hat{X}_{ij}^t \quad \hat{X}_{ij}^t = \left( \sqrt[36]{\alpha_{ij}} \right)^t \cdot \hat{X}_{ij}^t \quad (1 \leq t \leq 36)$$

ただし、 $\alpha_{ij}$  は、 $\sum_{t=25}^{36} \left( \sqrt[36]{\alpha_{ij}} \right)^t \cdot \hat{X}_{ij}^t = Y_{ij}$  を満たす値であるため、繰り返し計算を行って修正する。

### 【記号の説明】

$Y_{ij}$  = 平成19年商業統計調査の*i*業種*j*従業者規模年間販売額

$\hat{X}_{ij}$  = 水準修正済商業動態統計調査の*i*業種*j*従業者規模(平成19年商業統計調査期間)販売額合計

$\hat{X}_{ij}^t$  = 水準修正済*i*業種*j*従業者規模月間販売額の*t*時点における値

$\hat{X}_{ij}^t$  = 水準修正前*i*業種*j*従業者規模月間販売額の*t*時点における値

なお、時点「*t*」は、平成16年4月分を*t*=1とし、平成19年3月分を*t*=36とした時系列に対応する月別一連番号である。

- (2) 平成19年4月分以降の求め方  
「8. 業種別販売額の推定方法」と同一である。

## 10. 主な用語の定義

### (1) 商品販売額

調査月の月初から月末までの1か月間の販売実績をいう。

商品販売額には、店頭販売のほか、カタログや新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等で広告を行い、通信手段によって個人からの注文を受け、商品を販売する事業、家庭等を訪問し個人への物品販売又は販売契約する事業等（以下「インターネット等による通信販売等」という。）の販売額も含まれる。

なお、店舗を持たず、インターネット等による通信販売等を行う場合は「無店舗小売業」に分類される。

また、店舗を持つ小売業者がインターネット等による通信販売等を併せて行う場合は、取扱う商品の種類及び販売額の多寡により該当する小売業業種に分類される。

### (2) 従業者数

調査月の末日現在で主として当該事業所の業務に従事する者をいい、個人事業主及び無給家族従業者、会社及び団体の有給役員、常用雇用者をいう。常用雇用者とは、期間を定めず又は1か月以上の期間を定めて雇用している者をいう。

なお、他の事業所から派遣されてきている者は除き、他に派遣している者は含まれる。また、長期欠勤者で1か月以上いかなる給与も受けていなかった者は、在籍者であっても含まない。

### (3) 売場面積

商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積をいう。したがって、売場面積には、商品券売場、食堂・喫茶室、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、階段、休憩室、化粧室、事務室、倉庫、配送所、駐車場などの面積は含まない。

### (4) 営業日数

調査月において実際に営業した日数をいう。

### (5) 商品券

調査月における商品券そのものの販売額をいう。

### (6) 期末商品手持額

調査月(3月、6月、9月及び12月)末日現在で企業又は事業所が販売の目的で保有している手持商品の金額をいう。手持商品の評価は、原則として仕入原価による。

## 11. 統計表の作成方法と見方

統計表は次の7部で構成されている。

### (1) 第1部 商業販売

この統計表は、全ての標本（一部に悉皆調査を含む）を用いて推定した全国の卸売業、小売業についての結果であり、個別標本調査と地域標本調査の事業所及び企業調査の対象企業を用いて「8. 業種別販売額の推定方法」で集計した表である。また、統計表で用いている商業動態統計業種分類と日本標準産業分類との対応は、以下のとおりである。なお、リンク係数については付表参照のこと。

商業動態統計業種分類	コード	日本標準産業分類 (平成19年11月改定)	商業動態統計業種分類	コード	日本標準産業分類 (平成19年11月改定)
各種商品卸売業	501	各種商品卸売業	各種商品小売業	56	各種商品小売業 (561 百貨店・総合スーパー含む)
繊維品卸売業	511	繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)	繊維物・衣服・身の回り品小売業	57	繊維物・衣服・身の回り品小売業
衣服・身の回り品卸売業	512	衣服卸売業	飲食料品小売業	58	飲食料品小売業 (5891 コンビニエンスストア含む)
	513	身の回り品卸売業	自動車小売業	591	自動車小売業 (5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く)
農畜産物・水産物卸売業	521	農畜産物・水産物卸売業	機械器具小売業	593	機械器具小売業(自動車、自転車を除く)
食料・飲料卸売業	522	食料・飲料卸売業	燃料小売業	605	燃料小売業
建築材料卸売業	531	建築材料卸売業	医薬品・化粧品小売業	603	医薬品・化粧品小売業 (6031 ドラッグストア含む)
化学製品卸売業	532	化学製品卸売業			
鉱物・金属材料卸売業	533	石油・鉱物卸売業	その他小売業	60	その他小売業 (6091 ホームセンター含む) (603 医薬品・化粧品小売業を除く) (605 燃料小売業を除く)
	534	鉄鋼製品卸売業			
	535	非鉄金属卸売業			
機械器具卸売業	54	機械器具卸売業	無店舗小売業	61	無店舗小売業
産業機械器具卸売業	541	産業機械器具卸売業			
自動車卸売業	542	自動車卸売業			
電気機械器具卸売業	543	電気機械器具卸売業			
その他の機械器具卸売業	549	その他の機械器具卸売業			
家具・建具・じゅう器卸売業	551	家具・建具・じゅう器等卸売業			
医薬品・化粧品卸売業	552	医薬品・化粧品等卸売業			
	536	再生資源卸売業			
その他の卸売業	553	紙・紙製品卸売業			
	559	他に分類されない卸売業 (5598 代理商、仲立業を除く)			

(2) 第2部 大規模卸売店販売

本統計表は、甲票（7. (1)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商 品 分 類	内 容 例 示
織 維 品	生糸、綿花、羊毛、化学繊維、その他の繊維原料、織物の糸、綿織物、毛織物、絹織物、化学繊維織物、その他の織物など
衣 服 ・ 身 の 回 り 品	洋服、下着類、寝具類、靴類、履物、かばん・袋物、和・洋傘、その他の衣服・身の回り品など
農 畜 産 物 ・ 水 産 物	米、麦、雑穀、小麦粉、でん粉、豆類、野菜、果実、食肉、生鮮魚介類、その他の農畜産物・水産物など
食 料 ・ 飲 料	砂糖、味そ、しょう油、酒類、乾物、缶詰、瓶詰、菓子、パン、清涼飲料、茶類、乳製品、その他の食料・飲料など
医 薬 品 ・ 化 粧 品	医薬品、医療用品、化粧品、歯磨、石けん、洗剤、シャンプーなど
化 学 製 品	塗料、印刷インキ、染料、顔料、油脂、ろう、火薬類、その他の化学製品など
石 油 ・ 石 炭	原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、グリース、パラフィン、道路油、天然ガス、プロパンガス、LPガス、石炭、コークスなど
鉱 物	鉄鉱石、マンガン鉱、ボーキサイト、石灰石、雲母、黒鉛、陶磁器用粘土など
鉄 鋼	銑鉄、原鉄、鋳鉄、フェアラロイ、鋼、鋼半製品、鋳鋼、鍛鋼、普通鋼鋼材、特殊鋼鋼材、鋼管、棒鋼、軌条、鋼板、鉄鋼二次製品など
非 鉄 金 属	地金、線、管、はく、金属粉など
一 般 機 械 器 具	事務用機械器具、農業用機械器具、はん用内燃機関、繊維関係機械器具、ポンプ、圧縮機、ミシン、建設・鉱山機械器具、金属加工機械器具、自動販売機、その他の一般機械器具など
自 動 車	乗用車、トラック、二輪自動車、その他の自動車、自動車部分品・付属品など
そ の 他 の 輸 送 用 機 械 器 具	自転車、船舶、航空機、鉄道車両、産業用車両、作業用運搬車など
家 庭 用 電 気 機 械 器 具	テレビジョン・ラジオ受信機、ステレオ、DVD、VTR、デジタルカメラ、エアコン、扇風機、電気洗濯機、電気掃除機、電気冷蔵庫、電子レンジ、電気かま、電気こたつ、トースタ、ミキサ、電気ストーブ、電気アイロン、照明器具(家庭用)など
そ の 他 の 機 械 器 具	写真機、映写機、撮影機、時計、光学レンズ、長さ計、はかり、温度計、その他の測量測定機械器具、医療用機械器具、理化学機械器具、電話機、有線通信機械、伝送装置、電信信号装置、発電機、電動機、変圧機、電線・ケーブル、蓄電池、配線器具、照明器具(家庭用を除く)など
建 築 材 料	木材、竹材、杉皮、セメント、板ガラス、かわら、れんが、タイル、スレート、ヒューム管、セメントポール、石材、人造石、大理石、砂・砂利、生コンクリート、サッシ、土管、衛生用陶磁器など
紙 ・ 紙 製 品	紙、段ボール製品、紙器、学用紙製品、包装紙、日用紙製品、ノート、アルバム、帳簿、紙袋など
そ の 他 の 商 品	空瓶・空缶等空容器、鉄スクラップ、非鉄金属スクラップ、古紙、その他の再生資源、家具・建具、金物、荒物、薪炭、肥料、書籍、雑誌、運動具、玩具、娯楽用品、天然ゴム、なめし革、製紙用パルプ、文房具、漁網、研磨材料、土産物細工、宝石類、種子、種苗、飼料、ゴム製品、写真感光材料、記章、バッジ、メダル、美術骨とう品、楽器、たばこなど

②リンク係数

リンク係数については、付表参照のこと。

(3) 第3部 百貨店・スーパー販売

本統計表は、丙票（7. (3)参照）について集計した表である。百貨店及びスーパーとは、従業者50人以上の小売事業所のうち、次に該当する小売事業所をいう。

なお、売場面積とは、商品を販売するために実際に使用する売場の延床面積をいうため、商品券売場、食堂・喫茶室、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、階段、休憩室、化粧室、事務室、倉庫、配送所、駐車場などの面積は含まない。

①百貨店

日本標準産業分類の百貨店、総合スーパー(561)のうち、次のスーパーに該当しない事業所であって、かつ、売場面積が特別区及び政令指定都市で3,000平方メートル以上、その他の地域で1,500平方メートル以上の事業所をいう。

②スーパー

売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、かつ、売場面積が1,500平方メートル以上の事業所をいう。

ただし、商業動態統計調査の家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターの調査対象企業の傘下事業所で、調査対象となっている事業所を除く。

③本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商 品 名	内 容 例 示
紳 士 服 ・ 洋 品	紳士服、下着類、ワイシャツ、ネクタイ、靴下など
婦 人 ・ 子 供 服 ・ 洋 品	婦人服、子供服、下着類、ブラウス、靴下など
そ の 他 の 衣 料 品	呉服、反物、寝装具類、和装小物、タオルなど
身 の 回 り 品	靴、履物、和・洋傘類、かばん、トランク、ハンドバッグ、裁縫用品、装身具(宝石、貴金属製を除く)など
飲 食 料 品	飲料、和・洋酒、調味料、食肉、鮮魚、乾物、野菜、果実、菓子、パン、乳製品など
家 具	和・洋家具、室内調度品、神仏具、じゅうたん、カーテン、ござなど
家庭用電気機械器具	テレビ、ラジオ、ステレオ、DVD、エアコン、電気洗濯機、電気冷蔵庫、照明器具、電気こたつ、電気ストーブ、パソコン、電話機、携帯電話機など
家 庭 用 品	陶磁器、ガラス器、漆器、金物、荒物、ガス器具、石油ストーブ、水道器具、ミシン、編機など
そ の 他 の 商 品	医薬品、化粧品、洗剤、書籍、文房具、事務用品、貴金属、宝石、美術工芸品、時計、眼鏡、カメラ、ビデオテープ、CDソフト、DVDソフト、スポーツ用品、娯楽用品、玩具、電子応用玩具、ゲームソフト、楽器、園芸用品、大工用品、ペット関連商品、たばこ、喫煙具、燃料、自転車、自動車、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、紙おむつなど
食 堂 ・ 喫 茶	食堂、喫茶室、すし屋などその場で顧客に飲食させるもの

④既存店とは、当月及び前年同月とも調査の対象となっている事業所をいい、前年同月比の算出はその事業所のみで行っている。また、前年(年度、同期)比の算出は、月次の既存店の販売額の積み上げによって計算している。

⑤リンク係数については、付表参照のこと。

#### (4) 第4部 コンビニエンスストア販売

本統計表は、丁1票(7.(4)参照)について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示	
商 品 販 売 額	ファーストフード及び日配食品	米飯類(寿司、弁当、おにぎり等)、カウンター商材(コーヒー、揚げ物、中華まん等)、パン、調理パン、総菜、漬物、野菜、青果、水物(豆腐等)、調理麺、卵、加工肉(ハム、ウインナー、ベーコン等)、牛乳、乳飲料、乳製品(バター、チーズ等)、練物(ちくわ、かまぼこ等)、生菓子(ケーキなどの和洋菓子)、サラダ、デザート類(プリン、ゼリー、ヨーグルト等)など
	加工食品	菓子類(生菓子を除く)、ソフトドリンク(乳飲料を除く)、アルコール飲料(日本酒、ウイスキー、ワイン等)、調味料(味そ、しょう油、うまみ調味料、ソース等)、嗜好品(コーヒー、お茶等)、食塩、砂糖、食用油、米穀、乾物、各種の缶・瓶詰類、冷凍食品、アイスクリーム、レトルト食品、インスタント食品、焼きのりなど
	非食品	雑誌、書籍、新聞、衣料品、袋物類、文房具、ブラシ、玩具、雑貨、たばこ、ペットフード、乾電池、テープ、CD、電球・蛍光灯、電卓、燃料、人形、サングラス、履物、園芸用品、ゲームソフト、花火、洗剤、化粧品、医薬品、医薬部外品栄養ドリンク、陶磁器・ガラス器、金物、紙製品、フィルム、切手、はがき、収入印紙、装身具など
サービス売上高	コピー、ファクシミリ、宅配便、商品券、ギフト券、乗車券、各種チケット、テレフォンカード、宝くじ、D.P.E、レンタル、航空券、宿泊券、クリーニングなど	

注: サービス売上高は、電力料金、ガス料金、放送受信料、電話料金、水道料金など公共料金等の収納代行による売上高を除く。

②リンク係数

リンク係数については、付表参照のこと。

#### (5) 第5部 家電大型専門店販売

本統計表は、丁2票(7.(5)参照)について集計した表である。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
AV家電	テレビ・プロジェクタ（CRT、液晶、PDP）、ビデオディスク、BD・DVD（再生専用、録画再生機）、BS・CS機器、ステレオ、スピーカ、AV編集機器、ラジオ・ポータブルオーディオ、GPSナビゲーション、ヘッドホン、マイクロホン、AV接続機器、電子楽器、VTR、携帯オーディオ機器、ホームオーディオ機器、メディアクリーナなど
情報家電	パソコン・パソコン周辺機器（デスクトップ型・ノート型パソコン、タブレット端末、モニタ、プリンタ等）、ゲーム関連機器、電子手帳・辞書、コピー・シュレッダーなど
通信家電	移動体通信機器（携帯電話機、パーソナル無線、データ通信カード・端末）、電話機・FAXなど
カメラ類	ビデオカメラ・デジキ、デジタルスチルカメラ（コンパクト型、一眼レフ）、カメラアクセサリ、交換レンズなど
生活家電	家事・調理家電（洗濯機・衣類乾燥機、ふとん乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、食器洗い機・乾燥機、電磁調理器、クッキングヒーター、ホームベーカリー、トースター、電子炊飯ジャー、ジャーポット、電気ケトル、コンロ・ガステーブル、電気プレート・鍋、ジューサー・ミキサー類、コーヒーマーカー、もちつき機、精米機、家庭用ゴミ処理機、浄水器・カートリッジ、アイロン・ズボンプレスサ、クリーナ、スチーム・高圧洗浄クリーナ、掃除機等） 理美容・健康関連（シェーバー、ドライヤー・ヘアアイロン、フェイスケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電気測定器具（電子血圧計、電子体温計、電子歩数計等）、フィットネス機器、電気マッサージ器具・治療器、吸入器等） 空調・季節家電（エアコン、冷風機・冷風扇、扇風機、換気扇、空気清浄機・除湿機・加湿器、石油暖房器具、温水ルームヒータ、電気温風機・電気ストーブ、家具調こたつ、電気カーペット、電気掛・敷毛布等）
その他	温水洗浄便座、24時間風呂、モニタ付ドアホン、火災警報器、照明器具、電池、管球、配線器具、自然冷媒ヒートポンプ給湯器など

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（7. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内 容 例 示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品 （衛生用品）・介 護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティー ケア（化粧品・ 小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用 消耗品・ペット 用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シート等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

(7) 第7部 ホームセンター販売

本統計表は、丁4票（7. (7)参照）について集計した表である。

本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
D I Y用具・素材	道具・工具（大工道具、作業工具、板金工具、測定工具、左官道具、配管工具、整備工具、工具箱、工具収納用品等） 電動工具（電動工具（先端部品含む）、エアーツール、エンジン工具・建設荷役機械、電工用具（コード・投光器等）、切削消耗品等） 作業用品（作業着、作業靴、靴下、軍手、安全靴、エプロン等） 建築金物（接合金物、家具建具用金物（装飾金物）、安全防犯金具、金網、針金、戸車、キャスター、消耗金具、補修部品、チェーン等） 塗料・塗装具（ペイント、ニス、ラッカー、塗装用品、塗装機、防腐剤、防虫・防腐塗料等） 接着剤・梱包資材（接着剤、充填材、テープ類、梱包資材、補修剤（家庭用セメント類、タイル）、ロープ類等） 木材・建材（木材、合板、各種新建材、防音断熱材、ドア部の部材、納戸、雨樋・建具等の建材、網戸、アクリル建材、プラスチック建材、各種鋼材、スノコ、神棚、工作品、工作部材、棚受材、脚材、床材、天井材、壁装材等） 水道・ガス・配管（水回り金具、給配水管、ガス用品、水回り補修部品等） 住設機器・器具（浴槽、便器、便座、脱臭換気装置、システムキッチン、給湯、ガス器具、床下収納、洗面機器等）
電 気	電気・照明（電線器具、道具及び資材、アンテナ、照明器具、テープ、電池、管球、インターホン、換気扇、組立音響機材、防犯機材等） 家電製品（テレビ、ラジオ、洗濯機、冷蔵庫、クーラー、ジャー、ポット、調理家電、電話、ファクシミリ、ワープロ、理美容用品、時計、電卓、CDプレーヤー・カメラ・ビデオデッキ等）
インテリア	インテリア（各種内装仕上材（天井、壁面、床面）、壁紙、カーテン、ブラインド、カーペット、人工芝、各種間仕切、障子、ふすま、ルームアクセサリ、テーブルクロス、座椅子、イ草、籐、竹製品等） 家具・収納用品（組立て家具、椅子、机、ラック、押入・キッチン収納などの収納用品等）
家庭用品・日用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレレットペーパー、芳香剤、食器洗剤、洗たく洗剤、シャンプー、衛生用品、小間物、化粧品、ティッシュペーパー等）
園芸・エクステリア	エクステリア（門扉、フェンス、カーポート、バルコニー、脚立兼用梯子、二連梯子、脚立、雨水・給排水用品、台車、外構資材、テラス、ガーデン用品（焼却炉、竹ホーキ等）、ガーデンファニチャー、物干し竿、物置、ハウス、コンクリート製品、天然石、砂利等） 園芸生物（生もの、種苗、球根、観葉植物、草花、草花苗、野菜苗、苗木、庭木、植木等） 園芸用品（肥料、用土、農薬、土農工具、園芸資材、散水用品、ガーデン機器、鉢容器、温室、園芸工具等）
ペット・ペット用品	ペット用品及びペットフード、生体（犬、猫、鳥、観賞魚、昆虫等）など
カー用品・アウトドア	カー用品（車のメンテナンス用品用材、オイル、タイヤ、ホイール、カーAV、ナビゲーター、カーアクセサリ、電装機器、カーエアコン、バイク用品、各種部品及び用品等） 自転車、関連パーツ・用品、子供乗物、ベビーカー等 レジャー・スポーツ（運動用具用品、健康維持増進器具、介護用品、アウトドア用品、キャンプ用品、レジャー用品、ビーチ用品等）
オフィス・カルチャー	教養・娯楽（ホビー・クラフト用品、玩具、各種文具、書籍、CD・テープ・ビデオの各ソフト等）事務用品
その他	衣料品、食品、飲料、酒類、薬品、灯油、タバコなどの売上 ※ただし、増改築・リフォーム等（増改築・設計、施工、各種取次ぎ業務）、その他のサービス業務（配送、レンタル、スペアキー等）、遊戯施設などのサービス部門での売上を除く

1.2. 経済産業局及び東京特別区・政令指定都市の区分

本月報に掲載している経済産業局、東京特別区及び政令指定都市の地域別区分は以下のとおりである。なお、統計表では都道府県名称を含め地域別区分の名称は略称を用いている。

(1) 経済産業局

北海道経済産業局	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島の各県
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県
中 部	富山、石川、岐阜、愛知、三重の各県
近 畿	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の各府県
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口の各県

四 国 〃 徳島、香川、愛媛、高知の各県  
 九 州 〃 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島各県  
 沖 縄 (内閣府) 沖縄県

(2) 東京特別区及び政令指定都市

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、特別区(東京23区)、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、  
 浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市

1 3. 指数

(1) 基準販売額

平成29年1月分から基準時を平成27年に改めた(基準改定)。原指数を求める平成27年基準販売額は、以下のとおりである。

①商業:業種別商業販売額指数の基準販売額

(100万円)

業種分類	基準販売額
商業計	38,345,268
卸売業	26,623,072
各種商品卸売業	3,207,440
繊維品卸売業	284,053
衣服・身の回り品卸売業	477,305
農畜産物・水産物卸売業	1,930,373
食料・飲料卸売業	3,786,522
建築材料卸売業	1,338,925
化学製品卸売業	1,344,514
鉱物・金属材料卸売業	3,759,472
機械器具卸売業	5,538,660
産業機械器具卸売業	967,851
自動車卸売業	1,086,508
電気機械器具卸売業	3,011,824
その他の機械器具卸売業	472,477
家具・建具・じゅう器卸売業	218,217
医薬品・化粧品卸売業	2,129,855
その他の卸売業	2,607,735
小売業	11,722,196
各種商品小売業	1,066,493
織物・衣服・身の回り品小売業	896,954
飲食料品小売業	3,644,044
その他の小売業	6,114,705
自動車小売業	1,398,217
機械器具小売業	497,764
燃料小売業	1,000,107
医薬・化粧品小売業を含むその他小売業	2,552,212

②百貨店・スーパー:商品別販売額指数の基準販売額

(100万円)

業態・商品分類	基準販売額
合計	1,640,134
百貨店	568,814
スーパー	1,071,320
衣料品	367,418
百貨店	258,307
スーパー	109,111
飲食料品	939,620
百貨店	160,473
スーパー	779,147
その他	333,096
百貨店	150,034
スーパー	183,062

③コンビニエンスストア商品別販売額指数の基準販売額

(100万円)

商品分類	基準販売額	経済産業局別	基準販売額
合計	916,304	北海道	45,165
商品販売額	866,231	東北	65,120
ファーストフード及び日配食品	340,745	関東	412,083
加工食品	244,537	中部	96,528
非食品	280,949	近畿	134,650
サービス売上高	50,073	中国	48,723
		四国	22,137
		九州・沖縄	91,898

(2) 季節指数の算出方法

商業動態統計(業種別商業販売額指数、百貨店・スーパー販売額指数及びコンビニエンスストア販売額指数)における季節指数の算出方法は米国センサス局法×-12-ARIMAを用いており、季節調整済指数系列は、季節要因に加え、曜日・祝祭日要因、うるう年要因によっても調整されている。具体的には以下のとおり。

$$\text{季節調整済指数} = \text{原指数} \div (\text{季節} \cdot \text{曜日} \cdot \text{祝祭日} \cdot \text{うるう年指数})$$



平成30年1月分以降、季節調整に使用しているスペックファイルの見本（商業計）は以下のとおり。その他の系列については22ページ参照。

```
Series      {start=2010.1
             span=(2010.1, 2017.12)
             decimals=1}
transform   {function=log}
arima       {model=(012) (011)}      ←他の系列については22ページ参照
regression  {variables=(tdnolpyear   ←他の系列については22ページ参照
             TC2011.Mar A02014.Mar A02014.Apr)
forecast    {maxlead=12}
estimate    {save=(mdl)
             maxiter=500}
x11         {appendfcst=yes
             print=(none+d10+d11+d16+d18)
             save=(d10 d11 d16 d18)
             seasonalma=x11default}
```

#### 1 4. 参考値

平成22年7月分から参考として経済産業局別小売業販売額を掲載した。

#### 1 5. その他

(1) 本月報の統計表に用いた記号の内容は次のとおりである。

-:実績のないもの …:不詳 0:単位未満 P:速報値 r:修正値

x:報告者の秘密保持のために秘匿した箇所

(2) 販売額には、消費税分を含んでいる。

なお、販売額には、店頭販売のほか、インターネット等による通信販売等の販売額も含まれる。

(3) 本月報の統計数字を他に転載するときは、必ず「経済産業省大臣官房調査統計グループ編商業動態統計月報」による旨を明記してください。

#### 1 6. 問合せ先

本月報の内容について質問がある場合は、下記までお問い合わせください。

〒100 - 8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室

電話 03-3501-1511（内線2898～9） メール: qqcebj@meti.go.jp

<http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

本月報は再生紙を使用しております。

系列ごとのスペック等

商業販売		Commercial sales value		
系列名	Type of business	曜日・うるう年調整 Trading-day/leap year	祝祭日調整 Holiday	ARIMAモデル Model
商業計	Total	tdnolp year	-	(012)(011)
卸売業	Wholesale	tdnolp year	-	(011)(011)
各種商品卸売業	General Merchandise	td1nolp year	-	(011)(011)
繊維品卸売業	Textiles	td1nolp year	-	(110)(012)
衣服・身の回り品卸売業	Apparel & Accessories	tdnolp year	○	(010)(011)
農畜産物・水産物卸売業	Livestock & Aquatic Products	tdnolp year l p year	-	(010)(012)
食料・飲料卸売業	Food & Beverages	tdnolp year	○	(010)(011)
建築材料卸売業	Building Materials	tdnolp year	○	(010)(012)
化学製品卸売業	Chemicals	tdnolp year	-	(011)(012)
鉱物・金属材料卸売業	Minerals & Metals	tdnolp year	-	(010)(012)
機械器具卸売業	Machinery & Equipment	-	-	(011)(012)
産業機械器具卸売業	Industry Machinery & Equipment	-	-	(011)(011)
自動車卸売業	Motor Vehicles	-	-	(110)(011)
電気機械器具卸売業	Electrical Machinery & Equipment	-	-	(010)(012)
その他の機械器具卸売業	Others	td1nolp year	-	(010)(011)
家具・建具・じゅう器卸売業	Furniture & House Furnishings	-	-	(010)(011)
医薬品・化粧品卸売業	Medicine & Toiletries	td1nolp year	-	(011)(110)
その他の卸売業	Others	tdnolp year	-	(010)(011)
小売業	Retail	l p year	-	(210)(011)
各種商品小売業	General Merchandise	td1nolp year l p year	-	(210)(011)
織物・衣服・身の回り品小売業	Fabrics Apparel & Accessories	td1nolp year	○	(011)(012)
飲食料品小売業	Food & Beverages	td1nolp year l p year	-	(012)(210)
その他的小売業	Others	-	-	(011)(011)
自動車小売業	Motor Vehicles	td1nolp year	-	(010)(210)
機械器具小売業	Machinery & Equipment	td1nolp year	-	(011)(011)
燃料小売業	Fuel	tdnolp year	-	(010)(011)
その他小売業(含む医薬・化粧品)	Medicine & Toiletry Stores	td1nolp year l p year	-	(012)(011)

外れ値検出を行った系列と外れ値が検出された期間

商業販売		Commercial sales value		
系列名	Type of business	外れ値 Outlier		
商業計	Total	TC2011.Mar	AO2014.Mar	AO2014.Apr
卸売業	Wholesale	AO2014.Mar		
各種商品卸売業	General Merchandise	-		
繊維品卸売業	Textiles	-		
衣服・身の回り品卸売業	Apparel & Accessories	-		
農畜産物・水産物卸売業	Livestock & Aquatic Products	AO2010.Apr	LS2011.Mar	AO2016.Dec
食料・飲料卸売業	Food & Beverages	AO2014.Mar	AO2016.Dec	
建築材料卸売業	Building Materials	AO2014.Mar		
化学製品卸売業	Chemicals	-		
鉱物・金属材料卸売業	Minerals & Metals	-		
機械器具卸売業	Machinery & Equipment	LS2014.Apr		
産業機械器具卸売業	Industry Machinery & Equipment	-		
自動車卸売業	Motor Vehicles	LS2011.Mar	TC2014.Apr	
電気機械器具卸売業	Electrical Machinery & Equipment	LS2014.Apr		
その他の機械器具卸売業	Others	AO2014.Mar		
家具・建具・じゅう器卸売業	Furniture & House Furnishings	AO2014.Mar	AO2015.Dec	
医薬品・化粧品卸売業	Medicine & Toiletries	AO2014.Mar	TC2014.Mar	LS2016.May
その他の卸売業	Others	LS2010.Sep	TC2011.Jul	AO2014.Mar
小売業	Retail	AO2011.Mar	AO2014.Mar	TC2014.Mar
各種商品小売業	General Merchandise	AO2011.Mar	AO2014.Mar	TC2014.Apr
織物・衣服・身の回り品小売業	Fabrics Apparel & Accessories	AO2011.Mar		
飲食料品小売業	Food & Beverages	AO2014.Mar	AO2014.Apr	
その他的小売業	Others	TC2011.Mar	AO2014.Mar	TC2014.Apr
自動車小売業	Motor Vehicles	LS2010.Oct	TC2011.Mar	TC2011.Apr
機械器具小売業	Machinery & Equipment	AO2010.Mar	AO2010.Oct	AO2010.Nov
		TC2010.Dec	TC2011.Jun	LS2011.Aug
		TC2014.Jan	AO2014.Mar	TC2014.Mar
燃料小売業	Fuel	LS2014.Apr	LS2015.Jan	
その他小売業(含む医薬・化粧品)	Medicine & Toiletry Stores	AO2011.Mar	AO2014.Mar	

その他の系列についてはホームページをご参照ください。

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/result/pdf/h2schuyj.pdf>